

計画等提出・交付申請に関するQ & A

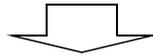
Q 1 交付申請までに必要な書類は何ですか。

・次のフローを参考としてください。

社会資本総合整備計画の提出

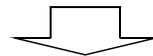
- ①整備計画…おおむね3～5年で実現しようとする目標、事業内容等を記載
整備計画（参考様式2）、参考図面（参考様式3）
個別計画に係る必要記載事項
- ②事前評価の結果が分かる資料（チェックシートなど）
※受付窓口：各地方整備局企画部事業調整官等（注1）

（注1）北海道開発局開発監理部開発調整課、沖縄総合事務局開発建設部建設行政課



内定通知（予算成立後）

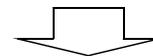
国土交通省から整備計画ごとに、当該年度に交付可能な国費を内定通知



実施に関する計画等の提出（注2）

- ①団体別内訳表（参考様式8）
…整備計画を複数の地方公共団体で作成した場合
- ②交付対象事業の実施に関する計画（参考様式6）
…当該年度に当該主体が行おうとする要素事業の計画

（注2）経過措置対象事業は、地域活力基盤創造計画に基づく事業を除き必要ありません。



交付申請

各地方公共団体がそれぞれ交付申請
※受付窓口：各地方整備局総務部会計課（注3）

（注3）北海道開発局開発監理部開発計画課、沖縄総合事務局開発建設部管理課

I 社会資本総合整備計画の提出関係

Q 2 計画提出の窓口はどこですか。

- ・ 各地方整備局企画部事業調整官（近畿地方整備局は復興事業調整官）、北海道開発局開発監理部開発調整課、沖縄総合事務局開発建設部建設行政課が一元的な受付窓口になります。
- ・ 事前の相談等については、各事業担当部にご連絡を取っていただいても結構です。
- ・ 本省では、大臣官房社会資本整備総合交付金総合調整室が一元的に処理します。

Q 3 経過措置の適用を受けた事業については、いつまでに整備計画を作成すればよいのですか。

- ・ 経過措置の適用を受けて既に内定通知を受けた継続事業等について、これを新規に作成する社会資本総合整備計画に位置づけることは可能です。
- ・ そうすれば、既に内定通知を受けた国費について、整備計画の範囲内で他の事業に流用したり、効果促進事業（ソフト事業等）に充当することもできるようになり、地方公共団体等にとって大変メリットがありますので、積極的に整備計画を作成して下さい。
- ・ 既に内定通知を受けた事業を整備計画に位置づけ直し、これを国に提出いただく期限は特にありませんが、新交付金のメリット（ソフト事業等の関連事業の一体的実施、流用範囲の拡大）を十分に活用いただくためにも、できるだけ早い方がふさわしいと考えています。

なお、新交付金のメリットを享受いただくことに加え、平成23年度概算要求の検討作業に際して来年度以降の事業の見込みをある程度把握しておくことが国としても有用なことから、新たに整備計画（特定計画の変更を含みます。）を作成して行おうとする事業について、計画を提出いただく予定です（7月頃目途）。平成22年度予算限りの経過措置の適用を受けた継続事業については、平成23年度も事業を続ける場合には、必ず整備計画を作成することが必要ですので、早めに整備計画の作成準備を進めておいて下さい。

- ・ なお、「特定計画」については、当該計画の計画期間の間そのまま継続することも可能です。ただし、従来の交付金事業を除くと、ソフト事業等が組み込まれていないなど、交付金制度のメリットを十分享受できない枠組みになっていますので、新たな整備計画に組み替えることをお勧めします。

Q 4 事前評価については、何をすればよいのですか。また、どのような書類を公表・提出するのですか。

- ・ 「事前評価の結果」については、3月16日付でHPに掲載しました「社会資本整備総合交付金（仮称）の骨格について」の資料（※）中で説明しているとおり、例えば、以下の事項を検証した結果が分かる資料を提出してい

ただければ結構です。

- ①目標の妥当性
 - ・上位計画等との整合性
 - ・地域の課題への対応（地域の課題と整備計画の目標の適合性）
- ②整備計画の効果・効率性
 - ・整備計画の目標と定量的指標の整合性
 - ・定量的指標の明瞭性
 - ・目標と事業内容の整合性
 - ・事業の効果（要素事業の相乗効果等）の見込みの妥当性
- ③整備計画の実現可能性
 - ・円滑な事業執行の環境（事業熟度、住民等の合意形成を踏まえた事業実施の確実性）
 - ・地元の機運（住民、民間等の活動・関連事業との連携等による事業効果発現の確実性）

※説明資料の場所

http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_000825.html

（3. 社会資本総合整備計画（仮称）関係中、③「（補足資料）新たに社会資本総合整備計画を作成・提出する際の留意点」中、Ⅱの3. 事前評価について）

- ・ なお、ご参考までに、これまでの交付金（まちづくり交付金、地域住宅交付金、地域自立・活性化交付金）で参考に示されている様式は、別紙のとおりです。

Q5 経過措置を受けて既に内定通知を受けた事業についても事前評価や事後評価等を行う必要がありますか。

- ・ 経過措置の適用を受け3月26日に内定通知を受けた継続事業等については、改めて事前評価を行っていただく必要はありません。（「計画等に提出について」 第4第1項参照）
- ・ ただ、整備計画に位置づけた事業の間で自由に国費を流用できるようにし、ソフト事業等への充当も可能になるよう、今後、できる限り速やかに、新たに整備計画を作成して事業を位置づけていただくようお願いしています。この新たな整備計画を作成する際、事前評価を自主的に行っていただくとともに、その後、整備計画について中間評価や事後評価を行っていただくこととなります。（特定計画を新たな整備計画に組み替える場合も同様です。）
- ・ なお、整備計画と同等の事項が記載された「特定計画」については、当該計画に位置づけた目標や成果指標に照らして、中間評価・事後評価を行って下さい。

Q 6 実施に関する計画とは、どのようなものですか。

- ・ 新規におおむね3～5年を計画期間とする社会資本総合整備計画を国土交通大臣に提出いただいた後は、当該計画単位で当該年度の国費に係る内定額が通知されることとなります。
- ・ これを受け、複数の実施主体（交付対象）が共同で整備計画を策定している場合は、「団体別内訳表」（参考様式8）を、整備計画を取りまとめた団体が関係団体と協議の上作成します。また、各主体ごとに当該年度に実施しようとする要素事業を明らかにした「交付対象事業の実施に関する計画」（参考様式6）を作成し、これらを国に提出いただきます。これにより、国は、交付申請手続に先立って、各主体ごとに交付額の上限額を把握します。
- ・ 交付申請は、事前に提出した実施に関する計画等の内容に則して行えば、例えば、各主体が別々のタイミングで交付申請手続を行った場合でも、単年度交付限度額についてこのタイミングで細かな確認作業なしで、交付決定を行うこととなります。

Q 7 継続事業等については、実施に関する計画を提出しなくてもよいのですか。

- ・ 地域活力基盤創造計画に位置づけられた事業については、従来と同様に「実施に関する計画」等の提出をお願いします。
- ・ それ以外の経過措置の適用を受けた継続事業等については、提出は不要です（「計画等の提出について」第4第1項）。

Q 8 新たに整備計画を提出すれば、予算措置をしてもらえるのですか。

- ・ 交付金予算は全体額は定められていますので、整備計画を提出したら必ず予算措置されるとは限りません。特に平成22年度の当初予算については、公共事業予算が大幅に削減されています。
- ・ 社会資本整備事業に対するニーズは、新規事業を含め、昨年の概算要求以来、適宜確認してきており、また、公共事業の性格上、事業の実施が急遽決まるようなことは考え難いことから、概ね地方のニーズは把握してきており、これを踏まえ、去る3月26日に公表した配分では、継続事業等への重点的配分に特段の配慮をしたところですが、残った未計画分については、極力早期に執行できるよう、これまで把握してきた優先度や熟度の高い新規事業に対し今後受理する計画に基いて予算の配分を行うことを想定しています。
- ・ なお、年度途中に、整備計画にない新規事業の実施に関するニーズが生じた場合などには、既存事業の進捗等に応じ、整備計画の変更等により、新規事業へ振り分けるといったような対応は可能ですので、詳細は事業担当部局とご相談ください。

II 交付申請関係

Q 9 交付申請の窓口はどこですか。

- ・ 各地方整備局の総務部会計課、北海道開発局開発監理部開発計画課、沖縄総合事務局開発建設部管理課が一元的な受付窓口になります。
- ・ 事前の相談等については、各事業担当部にご連絡を取っていただいても結構です。
- ・ 本省では、大臣官房社会資本整備総合交付金総合調整室が一元的に処理します。

Q 10 どれくらいの期間で交付を受けられますか。

- ・ 交付申請書の受理から交付決定までの標準処理期間は30日としていますが、事情等がありましたら、ご相談ください。

Q 11 早期に執行する必要があるので、至急交付決定をしてほしいのですが。

- ・ 申請窓口に至急ご相談下さい。なお、個別事業の事情に関わることであれば、基幹事業の担当部にご相談いただいても結構です。

Q 12 申請書類は、従来と異なるのですか。

- ・ 経過措置の対象事業については、地域経済などへの影響を考慮し、年度当初からの切れ目ない執行が強く求められている事情があることから、便宜的に、従来の交付申請書類の様式に準じて作成し、申請してください。この際、一枚目の申請書様式については、「社会資本整備総合交付金交付申請書」（参考様式1）を用いてください。

Q 13 計画単位で、連名で交付申請を行うことは可能ですか。

- ・ 交付決定を受けた地方公共団体は、「補助金等の適正化に関する法律」に規定する流用時の承認手続や交付金の返還等の義務を負うことになるため、責任の明確化の観点から、また交付決定単位が地方公共団体等となっていることから、交付対象者ごとに額が分かるよう各主体（交付対象）ごとに交付申請いただくことになります。

<参考>

各種手続き一覧表

	事前評価	事後評価 (中間評価)	実施に関する 計画等の提出	交付申請の様 式
経過措置の事業 (特定計画以外)	×不要	×不要 ※ただし、22年度中に 整備計画への組み込 みが必要	×不要 ※ただし、地域活力 基盤創造計画に基 づく事業は従前ど おり必要	従前の方法に 準ずる ※申請書の一枚目に「社会 資本整備総合交付金交 付申請書」(参 考様式1)
特定計画 (～3/31提出分)	×不要	○必要		
特定計画 (4/1～変更)	×不要	○必要	○必要	新交付金制度 による
特定計画から 整備計画への 組替え	○必要	○必要	○必要	新交付金制度 による
整備計画 (特定計画の新 規作成を含む)	○必要	○必要	○必要	新交付金制度 による